

入札公告

(建築のためのサービスその他の技術的サービス(建設工事を除く))

次のとおり一般競争入札に付します。

本業務に参加可能な実績を有し、業務拠点の参加条件を満たす者は、21者見込まれる。

令和8年2月20日

分任支出負担行為担当官

四国地方整備局 中村河川国道事務所長 柳川 克一

1. 業務概要

(1) 業務名 令和8-9年度 浮津地区集団墓地用地補償総合技術業務(電子入札及び電子契約対象案件)

(2) 業務目的

本業務は、中村河川国道事務所における道路事業等に必要な土地等の取得等及びこれに伴う損失の補償に関する公共用地交渉等を行い、当該事業の用地取得の早期進捗を図ることを目的とする業務である。

(3) 業務内容

本業務の内容は以下のとおりである。

- 1) 概況ヒアリング等
- 2) 現地踏査等
- 3) 権利者の特定
- 4) 補償額算定書等の照合
- 5) 補償金明細表の作成
- 6) 公共用地交渉方針の策定及び公共用地交渉用資料の作成
- 7) 権利者等に対する公共用地交渉等
- 8) 公共用地交渉後の措置
- 9) 移転履行状況等の確認等後の措置
- 10) その他の業務

その他の業務は、移転に伴う法令上の制限の有無及びその内容について、権利者等からの情報提供の求めに対する関係機関への確認及びその情報提供等をいう。

11) 本業務の権利者数は70名を予定している。

(4) 本業務の履行箇所

本業務の履行箇所は、以下のとおりである。

- 1) 一般国道56号佐賀大方道路浮津地区(高知県幡多郡黒潮町浮鞭地内)

(5) 技術提案に関する要件

競争参加資格確認申請書等を提出する者(以下「競争参加資格確認申請者」という。)は創意工夫を発揮し、本業務の質の向上に努めるための、1) 業務の実施方針に関する提案及び2) 入札説明書に定める評価テーマに対する技術提案を行うものとする。

- (6) 履行期間 契約締結の翌日から令和10年3月31日まで
- (7) 本業務は、入札前に競争参加資格確認申請書等を受け付け、価格以外の要素と入札価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の業務である。また、予定価格が1,000万円を超える場合には、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第85条の基準に基づく価格（以下「調査基準価格」という。）を設定するものとし、技術提案の確実な履行の確保を厳格に評価するため、技術提案の評価項目に新たに「履行確実性」を加えて技術評価を行うものとする。

なお、予定価格が100万円を超え1,000万円以下である場合には、品質確保の観点から品質確保の基準となる価格（以下「品質確保基準価格」という。）を設定するものとし、技術提案の確実な履行の確保を厳格に評価するため、技術提案の評価項目に新たに「履行確実性」を加えて技術評価を行う試行業務とする。
- (8) 本業務は、資料提出、入札を原則として電子入札システムで行う対象業務である。
- (9) 本業務は、契約手続きにかかる書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象業務である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、落札決定後に発注者に紙契約方式選択書を提出し紙方式（契約）に代えるものとする。
- (10) 本業務は、「低価格受注業務がある場合における予定主任担当者等の手持ち業務量の制限等」の試行業務である。
- (11) 本業務は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加減点を行う業務である。
- (12) 本業務は、賃金等の変動に対処するための試行業務である。

2. 入札参加資格

競争参加資格確認申請者は、2-1. に掲げる資格を満たしている単体企業であること。

2-1. 単体企業

- (1) 予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 四国地方整備局（港湾空港関係を除く。）における令和7・8年度補償関係コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。
- (3) 競争参加資格確認申請書等の提出期限の日から開札の時までの期間に、四国地方整備局長から建設コンサルタント業務等に関して指名停止を受けている者でないこと。
- (4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (5) 会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (6) 「補償コンサルタント登録規程」（昭和59年9月21日建設省告示第1341号）（以下「登録規程」という。）第2条第1項の別表に掲げる総合補償部門又は土地調査部門、土地評価部門、物件部門及び補償関連部門の4部門全ての登録部門において登録を受けていること。

なお、登録規程第2条第1項の別表に掲げる総合補償部門又は土地調査部門、土地評価部門、物件部門及び補償関連部門の4部門全ての登録部門において登録を受けて

いない企業も競争参加資格確認申請書等を提出することができるが、開札の時ににおいて、登録規程第2条第1項の別表に掲げる総合補償部門又は土地調査部門、土地評価部門、物件部門及び補償関連部門の4部門全ての登録部門において登録を受けていなければならない。

- (7) 法人税並びに消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- (8) 労働保険、厚生年金保険等の適用を受けている場合、保険料等の滞納がないこと。

2-2. 2-1. (2)に掲げる令和7・8年度の一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者も競争参加資格確認申請書等を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時ににおいて、上記の一般競争（指名競争）参加資格の「補償関係コンサルタント業務」の認定を受けていなければならない。

なお、開札の時点において、当該認定を受けるに至らなかった場合は、競争参加資格を満たさない者のした入札として当該入札を無効とする

2-3. 入札参加者間の公平性

入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。なお、資本関係又は人的関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡をとることは、入札心得第6条第2項の規定（入札参加者は、入札に当たっては、他の入札参加者と入札意思、入札価格（入札保証金の金額を含む。）又は入札書、工事費内訳書その他契約担当官等に提出する書類の作成についていかなる相談も行つてはならず、独自に入札価格を定めなければならない。）に抵触するものではないことに留意すること。

2-4. 競争参加資格確認申請者に関する要件

(1) 中立公平性に関する要件

入札に参加しようとする者は、本業務の履行箇所に係る被補償者との間に資本的・人的関係がないこと（※）。

※「資本的・人的関係がないこと」とは、次のことをいう。

1) 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にないこと。

2) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にないこと。

3) 入札参加者自身が被補償者でないこと及び入札参加者の役員が被補償者でないこと又は入札参加者の役員が被補償者の役員を兼ねていないこと。

(2) 誓約書の提出

上記(1)における中立公平性に関する要件の確認を、競争参加資格確認申請書等の提出期限までに、競争参加資格確認申請書等と併せて提出すること。

(3) 業務実施体制に関する要件

- 1) 競争参加資格確認申請者は、四国地方整備局管内に業務拠点（配置予定主任担当者が恒常的に常駐し業務を行うところ。）を有する者であること。
 - 2) 業務の主たる部分を再委託するものでないこと。
 - 3) 業務の分担構成が不明確又は不自然でないこと。
- (4) 業務実績に関する要件

競争参加資格確認申請者は、平成23年度以降に完了した以下に示す業務（令和7年度完了予定も対象に含む。）において、1件以上の実績を有すること。

ただし、地方整備局用地関係業務成績評定要領に基づく業務成績が60点未満（本業務公告時において未完了の業務成績は含まない。）の場合は実績として認めない。

業務：国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社又は土地収用法第3条各号の一に規定する事業を行う者が発注した登録規程第2条第1項の別表及び「補償コンサルタント登録規程の施行及び運用について」（令和6年12月24日付け国不用第34号。以下「運用通知」という。）記1の別紙に定めるいずれかの業務。（用地補償技術補助業務、用地補償技術業務、用地補償総合技術業務、用地関係資料作成整理等業務、用地関係文書作成等業務及び用地調査点検等技術業務を含む。）

2-5. 配置予定技術者に対する要件は、以下のとおりとする。

(1) 配置予定主任担当者の資格等

業務の履行をつかさどる者として、下記1)、2)、3)、4)及び5)のすべての条件を満たす者1名を主任担当者として置かなければならない。

- 1) 次のいずれかの資格等を有する者であること。
 - a) 公共用地交渉業務及びこれに関連する業務を総合的に行う業務に関し7年以上の実務の経験を有する者であって、補償業務に関し5年以上の指導監督的実務の経験を有する者。

なお、「7年以上の実務の経験」及び「補償業務に関し5年以上の指導監督的実務の経験」とは、登録規程及び運用通知のとおり。
 - b) 補償業務全般に関する指導監督的実務の経験7年以上を含む20年以上の実務の経験を有する者。

なお、「補償業務全般に関する指導監督的実務の経験7年以上を含む20年以上の実務の経験を有する者」とは、登録規程及び運用通知のとおり。
 - c) 登録規程第2条第1項の別表に掲げる総合補償部門に係る補償業務管理者。
 - d) 一般社団法人日本補償コンサルタント協会が定める「補償業務管理士研修及び検定試験実施規程（平成3年3月28日理事会決定）（以下「実施規程」という。）第3条に掲げる総合補償部門において実施規程第14条に基づく補償業務管理士登録台帳に登録された補償業務管理士。
 - e) 実施規程第3条に掲げる土地調査部門、土地評価部門、物件部門及び補償関

連部門の4部門すべてにおいて実施規程第14条に基づく補償業務管理士登録台帳に登録された補償業務管理士。

2) 配置予定主任担当者に必要とされる同種又は類似業務の実績

配置予定主任担当者は、平成23年度以降に完了した以下に示す同種又は類似業務（令和7年度完了予定も対象に含む。）において、1件以上の実績を有すること。

業務実績には、平成23年度以降に元請として同種又は類似業務に従事した経験のほか、出向又は派遣、再委託を受けて行った業務実績も同種又は類似業務の実績として認める。（ただし、照査技術者として従事した業務は除く。）

また、発注者として従事した同種又は類似業務の経験も実績として認める。

なお、業務実績として求める上記期間中に、出産・育児等による休業（「労働基準法」（昭和22年法律第49号）第65条第1項又は第2項の規定による産前産後の休業、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（平成3年法律第76号）第2条第1号に規定する育児休業及び同条第2号に規定する介護休業をいう。以下同じ。）を取得した場合には、業務実績として求める上記期間に当該休業の取得期間を加算することができるものとする。この場合においては、出産・育児等による休業を取得したことを証明する書面を提出するものとする。

a) 同種業務：国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社又は土地収用法第3条各号の一に規定する事業を行う者が発注した登録規程第2条第1項の別表及び運用通知記1の別紙に定める補償関連部門の補償説明業務又は総合補償部門の公共用地交渉業務。（用地補償技術補助業務、用地補償技術業務及び用地補償総合技術業務を含む。）

b) 類似業務：国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社又は土地収用法第3条各号の一に規定する事業を行う者が発注した登録規程第2条第1項の別表及び運用通知記1の別紙に定めるいずれかの業務。（同種業務を除き、用地関係資料作成整理等業務、用地関係文書作成等業務及び用地調査点検等技術業務を含む。）

3) 直接的雇用関係

配置予定主任担当者は、本業務の履行期間中（契約日から業務完了日まで。）に、本業務の受注者と直接的雇用関係がなければならない。

4) 手持ち業務量

配置予定主任担当者は、本業務の入札公告日（以下、公告日）現在の手持ち業務量（本業務を含まず、特定後未契約のもの及び落札決定通知を受けているが未契約のものを含む。また、履行期限が令和8年3月31日以前となっているものは含まない。以下、同じ。）が契約金額5億円未満かつ件数10件未満であること。ただし、手持ち業務とは、主任担当者又は担当技術者（測量又は地質調査業務にお

ける主任技術者及び担当技術者、土木関係建設コンサルタント業務における管理技術者及び担当技術者又は他の業種においてはこれらに相当する技術者を含む。)となっている契約金額500万円以上の業務をいう。

公告日現在での手持ち業務のうち、国土交通省の所管に係る建設コンサルタント業務等(港湾空港関係及び営繕工事に係るものを除く。)において調査基準価格を下回る金額で落札した業務がある場合には、手持ち業務量の契約金額を5億円未満から2.5億円未満に、件数を10件未満から5件未満にするものとする。

複数年契約の業務及び設計共同体として受注した業務の場合については、以下のとおり手持ち業務量の対象金額を算出するものとする。

- ・複数年契約の業務の場合は、契約金額を履行期間の総月数で除し、当該年度の履行月数を乗じた金額とする。
- ・設計共同体として受注した業務の契約金額は、総契約金額に出資比率を乗じた金額(分担した業務の金額)とする。なお、テクリスにより出資比率を乗じた金額を確認できない場合は、追加資料を求める場合がある。

5) 配置予定主任担当者自身が被補償者でないこと及び被補償者の役員を兼ねていないこと。

(2) 配置予定担当技術者の資格等

担当技術者を設置する場合は、下記1)及び2)に示す条件をすべて満たす者を置かなければならない。

1) 次のいずれかの資格等を有する者であること。

- a) 公共用地交渉業務及びこれに関連する業務を総合的に行う業務に関し5年以上の実務の経験を有する者であって、補償業務に関し3年以上の指導監督的実務の経験を有する者。なお、「実務の経験」及び「指導監督的実務の経験」とは、登録規程及び運用通知のとおり。
- b) 補償業務全般に関する指導監督的実務の経験5年以上を含む10年以上の実務の経験を有する者。なお、「実務の経験」及び「指導監督的実務の経験」とは、登録規程及び運用通知のとおり。
- c) 登録規程第2条第1項の別表に掲げる総合補償部門に係る補償業務管理者。
- d) 実施規程第3条に掲げる総合補償部門において実施規程第14条に基づく補償業務管理士登録台帳に登録された補償業務管理士。
- e) 実施規程第3条に掲げる土地調査部門、土地評価部門、物件部門及び補償関連部門の4部門すべてにおいて実施規程第14条に基づく補償業務管理士登録台帳に登録された補償業務管理士。

2) 配置予定担当技術者自身が被補償者でないこと及び被補償者の役員を兼ねていないこと。

(3) 配置予定業務従事者の資格等

配置予定業務従事者については、下記1)及び2)に示す条件をすべて満たす者であること。ただし、業務従事者を複数名配置する場合、うち1名については、下記1)

を満たす必要はない。

- 1) 公共用地取得に関する補償業務について、3年以上の実務経験を有する者。（行政機関の職員としての経験、民間コンサルタントの職員としての経験の別を問わない。）
- 2) 配置予定業務従事者自身が被補償者でないこと及び被補償者の役員を兼ねていないこと。

2—6. 競争参加資格確認申請書等に関する事項

競争参加資格確認申請書等において、内容が殆ど記載されていない、又は提案内容等が判断できない場合は競争参加資格がないものとする。

3. 総合評価落札方式に関する事項

(1) 落札者を決定するための基準

落札者の決定は、総合評価落札方式により行うものとする。

入札参加者は、価格及び競争参加資格確認申請書等をもって入札をし、次の各要件に該当する者のうち、下記(2)総合評価の評価方法によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

- 1) 入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。なお、予定価格は、設計図書に基づき算出するものとする。ただし、国の支払いの原因となる契約のうち予定価格が1,000万円を超える請負契約について落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち評価値が最も高い者を落札者とすることがある。
- 2) 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、予決令第86条の調査及び業務完了後に業務コスト調査を行うものとする。ただし、予決令第85条の基準が設定されている業務(予定価格が1,000万円を超える業務)に限る。
- 3) 品質確保基準価格の算出方法は、調査基準価格に準じて算出するものとする。
- 4) 上記において、評価値が最も高い者が2者以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決める。

(2) 総合評価の評価方法

1) 評価値の算出方法

評価値の算出方法は、以下のとおりとする。

$$\text{評価値} = \text{価格評価点} + \text{技術評価点}$$

2) 価格評価点の算出方法

価格評価点の算出方法は、以下のとおりとする。

価格評価点 = (価格評価点の配分点) × (1 - 入札価格 / 予定価格)

価格評価点の配分点は30点とする。

3) 技術評価点の算出方法

競争参加資格確認申請書等の内容に応じ、下記 a、b、c、d、e 及び f の評価項目毎に評価を行い、技術評価点を与える。

なお、技術評価点の配分点は60点とする。

- a 配置予定技術者の経験及び能力
- b 実施方針
- c 技術提案
- d 技術提案等の履行確実性
- e 賃上げ評価点
- f ワーク・ライフ・バランス等推進企業の評価点

技術評価点の算出方法は、以下のとおりとする。

技術評価点 = (技術評価点の配分点) × (技術評価の得点合計 / 技術評価の配点合計)

技術評価の得点合計 = (a に係る評価点) + (技術提案評価点) × (d の評価に基づく履行確実性度) + (e に係る評価点) + (f に係る評価点)

技術提案評価点 = (b に係る評価点) + (c に係る評価点)

4) 総合評価は、入札者の申し込みに係る上記により得られた技術評価点と価格評価点の合計値(評価値)をもって行う。

4. 入札手続等

(1) 担当部局

〒787-0015 高知県四万十市右山2033-14

四国地方整備局 中村河川国道事務所 総務課 契約係

電話 0880-34-7302

(2) 入札説明書の交付期間及び交付方法

入札説明書は、電子入札システムから入手するものとする。

入手方法：四国地方整備局ホームページの「入札・契約情報／入札説明書等ダウンロード【電子入札システム】」で入手可能

(アドレス <https://www.e-bisc.go.jp/>)

交付期間：令和8年2月20日(金)から令和8年4月13日(月)までのうち、閉庁日を除く毎日の午前9時00分から午後5時00分までとする。

(3) 競争参加資格確認申請書等の受領期限、提出先及び提出方法

競争参加資格確認申請書等は、電子入札システムにより提出するものとする。

提出期間：令和8年2月21日(土)から令和8年3月9日(月)までのうち、閉庁日を除く毎日の午前9時00分から午後5時00分(最終日は午後4時0

0分) までとする。

(4) 競争参加資格確認申請書等に関する審査の実施

審査では競争参加資格確認申請書等に記載された内容の確認を行う。

なお、本業務では、必要に応じてヒアリングを実施する場合がある。

(5) 競争参加資格確認の通知日

競争参加資格の有無の通知は令和8年3月30日(月)を予定する。

(6) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

入札書は、原則として電子入札システムにより提出すること。

入札書の提出期限は、令和8年4月13日(月)午後4時00分までとする。なお、入札書の受付開始は、上記入札書の提出期限の日の前日(閉庁日を除く。)の午前9時00分からとする。開札は、令和8年4月14日(火)午前10時00分四国地方整備局中村河川国道事務所入札室にて行う。

5. その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

1) 入札保証金 免除

2) 契約保証金 免除

(3) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(4) 契約書作成の要否 要

なお、本業務において提出された技術提案等について、提案内容として採用したもののについては契約書特約事項として添付する。

(5) 関連情報を入手するための照会窓口 上記4.(1)に同じ。

(6) 競争参加資格確認申請書等に関する審査とは別に、履行確実性を評価するためにヒアリングを実施するとともに、技術提案書とは別に追加資料の提出を求める場合がある。

(7) 本案件に係る落札決定は、令和8年度の予算成立及び財務大臣による実施計画の承認及び予算の示達がなされたことを条件として、電子入札システム等により通知する。

(8) 暫定予算となった場合は、本案件に係る予算が全額計上されている場合には全額の契約とするが、全額計上されていない場合には、全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみの契約とする。

(9) 成立する予算の状況により、本案件の入札契約手続きを延期又は取り止める場合がある。

(10) 詳細は入札説明書による。